

田舎館村総合教育会議設置要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、村長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、村の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、村の教育行政に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、田舎館村総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

【所掌事務】

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 田舎館村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 田舎館村の教育を行うための諸条件の整備その他の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は、まさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

【組 織】

第3条 会議は、村長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

【会 議】

第4条 会議は、村長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

【意見の聴取】

第5条 会議は、協議及び事務の調整を行うに当って必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議及び事務の調整に関する意見を聴くことができる。

【会議の公開】

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるとして認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

【議事録の作成及び公表】

第7条 村長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、田舎館村のホームページに掲示するこ

とにより行う。

【調整結果の尊重】

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

【事務局】

第9条 会議の事務局は、総務課とする。

【補 足】

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。